埼玉県内の他市町村へ転出される方へ

令和5年**8**月**6**日(日)は 埼玉県知事選挙の投票日です。

埼玉県知事選挙の投票における留意事項

令和5年4月20日以降埼玉県内の他市町村へ転出される方のうち、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、投票日当日(8月6日(日))、前住所地の投票所において投票することができます。

また、期日前投票は、告示日の翌日(7月21日(金))から投票日の前日 (8月5日(土))までの間、前住所地において投票することができます。

投票する際には、引き続き県内の市町村に住所を有していることの確認が必要になります。(期日前)投票所において、①投票管理者に対して確認の申請を行う、又は②次の書類を掲示する、いずれかの方法により確認を受けてください。

○市町村長が発行する

<u>「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」</u>又は<u>「住民票の写し」</u> ※ この証明書又は住民票の写しは、全国どこの市町村でも発行できます。

(注意) 転出後も継続して県内に住所を有している場合は投票することがで **か**きますが、県外に転出した場合は投票することができません。

手続の詳細はお近くの<u>市区町村選挙管理委員会</u>へ お問い合わせください。

埼玉県選挙管理委員会

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」